

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認富山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 7 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 6 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年1月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年2月から49年3月まで
亡父は、生前、私が20歳のときから国民年金保険料を納付したと話していたのに、申立期間の保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除いては国民年金保険料の未納が無いほか、申立期間の保険料を納付したとするその父親は、国民年金制度が発足した昭和36年4月から60歳に到達する51年*月まで全ての期間の保険料を納付しており、納付意識は高かったと考えられる。

また、国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年3月頃に払い出されたと推認されることから、この頃に加入手続が行われたものと考えられ、この時点では、申立期間のうち、納期限の時効が到来していない48年1月から49年3月までの期間については、国民年金保険料を納付することは可能である。

さらに、A市の国民年金被保険者カードにより、申立人の昭和49年4月から同年12月までの国民年金保険料については、50年12月30日に過年度納付されていることが確認できることから、申立人の国民年金の加入手続を行い、納付意識の高かったその父親が、過年度納付が可能であった48年1月から49年3月までの保険料を納付していたと考えても不自然ではない。

一方、申立期間のうち、昭和47年2月から同年12月までの期間については、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたと推認される時点では、時効により国民年金保険料を納付することはできないほか、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらず

ず、特例納付により納付した状況もうかがえない。

また、申立人は、当該期間の国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、保険料を納付したとするその父親は既に死亡しているため、当該期間における保険料の納付状況の詳細は不明である。

加えて、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを確認できる関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 48 年 1 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和44年5月27日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年5月27日から同年9月1日まで
昭和43年4月にA社へ入社後、C県にあった系列会社のD社へ出向した。D社では1年ほど勤務し、その後、A社に異動した。
年金記録をみると、D社からA社へ異動した頃の期間が4か月間空白になっているが、申立期間においても継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びB社からの回答により、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（D社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の異動日を確認できる資料等はないものの、戸籍の附票によると、申立人は、昭和44年5月30日にC県からE県に転居しており、申立期間当時、既に異動先のA社に勤務していたものと考えられることから、申立期間については、同社における資格取得日に係る記録を訂正することが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和44年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の資料が無いため不明としており、このほかに確認

できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和18年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められ、かつ、申立人のA社（現在は、B社）C工場における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、20年8月19日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和18年4月から19年5月までは30円、同年6月から20年7月までは60円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年4月1日から20年8月19日まで
昭和18年4月1日にA社C工場へ入社し、20年8月まで勤務したのに、この間の厚生年金保険被保険者記録が無い。
昭和20年8月15日に工場前の広場で玉音放送を聞いており、同年8月18日頃まで勤務したはずなので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人が同期入社と同僚として名前を提示した7人は、いずれも昭和18年4月1日にA社C工場において厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できるほか、当該7人のうち1人は、20年8月15日に同工場前の広場で玉音放送を聞いたと供述しており、申立人の供述と一致することから、申立人は、その主張どおり申立期間において同工場に勤務していたことが推認できる。

また、A社C工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、上記の同僚7人と同様に、申立人が昭和18年4月1日に同工場において厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の記載が確認できる上、当該健康保険厚生年金保険被保険者名簿に

よると、申立人の資格取得時の標準報酬月額が3等級（30円）とされ、19年6月1日には6等級（60円）に改定されている旨の記載が確認できる。

一方、当該健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、申立人の資格喪失日に係る記載が無い上、当該健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立人の前後に資格喪失日が空欄とされている同僚が19人確認できるなど、社会保険事務所の記録管理が適切に行われていなかったことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和18年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められ、かつ、申立人のA社C工場における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は20年8月19日であったと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、当該健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録及び同僚の記録から、昭和18年4月から19年5月までは30円、同年6月から20年7月までは60円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA社B支店における資格喪失日は、昭和26年4月1日であると認められることから、申立期間の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年4月1日から26年4月1日まで

昭和24年4月にA社へ入社し、同年9月に同社B支店へ配属された。その後、業務を学ぶため、25年10月から同年12月まで同社B支店に在籍したまま同社C支店及び同社D支店へ研修に行き、研修終了後の26年4月に同社本店へ異動して、29年3月に退職した。

オンライン記録では申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いが、申立期間についてもA社に勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の厚生年金保険被保険者記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された従業員カード及び当時の同僚の証言により、申立人は、昭和24年4月1日から申立期間を含めて29年3月31日まで同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社B支店に係る厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の資格喪失日欄は、上段に「25. 4. 1」と記載されているものの、下段にも「26. 4. 1」と記載されており、申立人の同社B支店における資格喪失日について、二つの日付が確認できる。

さらに、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）によると、申立人のA社B支店における資格取得日は記載されているものの、同社B支店

における資格喪失日の記載は無く、社会保険事務所（当時）における申立人の記録管理が適切ではなかった状況がうかがえる。

なお、A社から提出された従業員カードによると、申立人の同社B支店から同社本店への異動日は、申立人の主張する異動時期（昭和26年4月）に至近の同年3月15日と記録されている。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格喪失日は、昭和26年4月1日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和25年3月の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和36年4月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月20日から同年6月8日まで
昭和35年2月にA社に入社し、36年4月頃に同社C工場から同社B工場へ異動した。

A社の工場間を異動しただけなので、申立期間において厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び申立人が名前を挙げた当時の同僚2人の証言により、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務し（同社C工場から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の異動日を確認できる資料等はないものの、オンライン記録によると、申立人が名前を挙げた同僚2人は、いずれも申立人と同じ昭和36年4月20日付けでA社C工場において被保険者資格を喪失、同日付けで同社B工場において被保険者資格を取得しており、申立期間の被保険者記録が継続していることから、申立期間については、同社B工場における資格取得日に係る記録を訂正することが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和36年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かにつ

いては、事業主は、当時の資料が無いため不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 4 月 20 日から 34 年 8 月 19 日まで
A社に勤務した申立期間については、脱退手当金が支給済みとされているが、当時は脱退手当金の制度を知らなかったし、受給した覚えも無いので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2年9か月後の昭和37年5月11日に支給決定されたこととなり、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間より後のB社C工場及びA社の被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、これらを失念するとは考え難い上、未請求となっているA社の被保険者期間は、申立期間と同一の事業所であり、同一番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間が存在することは事務処理上不自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 10 月 11 日から 38 年 1 月 1 日まで
オンライン記録では、A社（現在は、B社）に勤務していた期間について脱退手当金を支給済みとなっているが、受給した記憶は無いので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間より前の被保険者期間（C社、D社及びE社の期間）については計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、C社の被保険者期間は2年9か月と長期間である上、E社の被保険者期間は申立期間の約1か月前に資格喪失となっており、申立人がこれらを失念するとは考え難い。

また、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から7か月後の昭和38年8月1日にF社において厚生年金保険被保険者資格を取得しており、同社において資格喪失した後も長期間にわたって国民年金保険料を納付しているなど、申立人がその当時脱退手当金を請求する意思を有していたとは認め難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年10月から48年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年10月から48年2月まで
申立期間当時はA市の短期大学に通学しており、親元を離れていたが、父親が国民年金の加入手続をしたと言っていたのを覚えている。
申立期間の国民年金保険料は、父親が間違いなく納付していたので、納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする申立人の父親は、申立期間の保険料は間違いなく納付したはずであるとしているものの、申立人の加入手続時期、申立期間の保険料の納付時期、納付場所、納付金額、納付方法等については覚えていないことから、申立期間に係る加入手続及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の任意加入被保険者の資格取得状況から、昭和49年4月頃にB町（現在は、C市）で払い出され、これ以前に申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、この頃に初めて申立人の加入手続が行われ、その際に資格取得日を49年4月1日とする事務処理が行われたものとみられる。この資格取得日は、B町の国民年金被保険者カードに記載されている申立人の資格取得日とも一致している。

さらに、申立人は、申立期間当時、短大生であったとしていることから、当該期間は任意加入被保険者となり、制度上、遡って資格取得することはできない。このため、資格取得日を基準とすると、申立期間は国民年金未加入

期間となり、申立人の父親は、申立期間の保険料を納付することはできなかつたものとみられる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを確認できる関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 12 月 29 日から 61 年 1 月 1 日まで
昭和 51 年 4 月に A 社（現在は、B 社）へ入社し、60 年 12 月末で退職したのに、厚生年金保険の資格喪失日が同年 12 月 29 日となっている。
当時の給与明細書をみると、昭和 61 年 1 月 25 日に支給された給与から 60 年 12 月の厚生年金保険料が控除されているので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書により、申立人は、昭和 60 年 12 月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められる。

しかし、雇用保険の記録により、申立人は、昭和 60 年 12 月 28 日に A 社を離職していることが確認できる上、申立人から提出された昭和 61 年分給与所得の源泉徴収票にも、申立人が同日に同社を退職した旨の記載が確認できる。

また、C 健康保険組合の記録でも、申立人は、昭和 60 年 12 月 29 日に同組合の組合員資格を喪失していることが確認できる。

さらに、B 社は、「当時、退職日の取扱いは営業店舗によって異なっており、12 月の退職者については、最終営業日（12 月 28 日頃）を退職日として処理することが多かった。申立人については、誤って昭和 60 年 12 月の厚生年金保険料を控除したと思われる。」と回答している。

なお、厚生年金保険法では、第 19 条において、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」と規定されており、第 14 条において、資格喪失の時期はその事業所に使用されなくなった日の翌日である旨規定されている。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、昭和 60 年 12 月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められるものの、申立期間において当該事業所に使用されていた者であったとはいえないことから、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 4 月 1 日から 43 年 7 月 28 日まで

A社に勤務していた期間の標準報酬月額については、昭和 42 年 4 月から同年 9 月まで 1 万 8,000 円、同年 10 月から 43 年 6 月まで 2 万円と記録されている。

しかし、当時、高卒者の初任給は 1 万 6,000 円であり、各種手当を含めると総支給額は 2 万 3,000 円以上あったはずなので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間当時、給与の総支給額は 2 万 3,000 円以上だった。」と主張しているが、A社は、申立期間当時の賃金台帳等を保管していないため、申立人の申立期間における給与支給額及び厚生年金保険料控除額について確認できない。

また、オンライン記録によると、A社において、申立人と同じ昭和 42 年 4 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚 7 人は、資格取得時の標準報酬月額が 1 人は 1 万 6,000 円、6 人が 1 万 8,000 円とされており、当該 7 人の記録と比較しても、申立人の標準報酬月額の記録に不自然さはいかがえない。

さらに、A社から提出された申立人の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書には、申立人の資格喪失時の標準報酬月額が 2 万円と記載されており、オンライン記録の標準報酬月額と一致している。

加えて、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（マイクロフィルム）に記録された標準報酬月額も、オンライン記録の標準報酬月額と一致しており、当該記録には遡って訂正された形跡もみられない。

このほか、申立期間において、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から20年8月30日まで
A社に勤務していた期間については、脱退手当金を支給済みとなっているが、受給した記憶は無いので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金が支給決定されたことが記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さほうがえない。

また、申立人の脱退手当金は昭和20年12月7日に支給決定されているが、当時は通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金を受給できなかったのであるから、申立期間の事業所を退職後、43年2月まで厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することにも不自然さほうがえない。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金を受給した記憶が無いというほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。